

平成30年7月豪雨により被害を受けた農作物に対する追加施肥や追加防除、播き直した種苗等の費用を補助します。

事業概要

- 1 事業主体：3戸以上の農業者が組織する団体(農事組合、生産グループ等)
- 2 補助率：対象経費の1/2以内
- 3 補助対象経費及び事業費上限額等

平成30年7月5日以降、平成30年10月末までに施用等されたものが対象

①野菜等生産確保緊急対策事業

■追加施肥や追加防除に要した農薬の購入や今年度用の苗の植え直し費等

■事業費上限額(10aあたり、単位=円)

用途	ブランド		果樹	花き	豆類
	京野菜※①	一般野菜			
防除用農薬	4,600	4,600	9,000	4,600	900
草勢回復用肥料	5,000	5,000	6,000	5,000	/
播き直し用種苗	67,000	67,000※②	/	100,000	
土壌改良資材	42,000	42,000※②		42,000	

※①京都府統一推進品目の限る・・・京みず菜、紫ずきん、九条ねぎ、えびいも等
 ※②地域重点推進品目に限る・・・万願寺甘とう、ほうれん草、いちご、キャベツ、きゅうり、なす、トマト等

②舞鶴茶生産確保緊急対策事業

■追加施肥や追加防除のための農薬の購入や樹勢回復のための肥料購入経費

■事業費上限額

- ・防除用農薬 4,000円/10a
- ・樹勢回復用肥料 14,000円/10a

- 4 申請締切：1次×切 平成30年8月24日(金)まで
2次×切 平成30年9月21日(金)まで

<お問い合わせ先> 舞鶴市役所農林課 (電話 66-1023)